

買入数量	未実施
売渡数量	未実施
期末保有数量	4,283俵
② 輸入申告に係る買入れ、売戻し	
買入・売戻数量	30,028俵
実需者輸入分	30,028俵
一般者輸入分	0.3俵
b 受託乾繭事業	未実施
c 生糸短期保管事業	未実施
d 繭糸生産流通合理化等助成事業	
① 生糸等需要増進事業	3,387万円
② 繭糸業経営技術指導事業	1,060万円
③ 生糸調整保管事業	74万円
④ 国産繭流通円滑化奨励金交付事業	
	178,435万円
⑤ 繭糸業振興対策事業	33,366万円
エ 10年度以降の蚕糸業安定対策	

繭糸価格安定法の一部を改正する法律の施行（10年4月1日、併せて「生糸の輸入に係る調整等に関する法律」に改題）により、生糸の安定価格帯制度の廃止等が行われることから、10年度以降は、

- ① 生糸の実需者輸入割当枠の弾力的調整等による生糸需給の安定
- ② 輸入糸調整金を活用した事業団交付金の交付事業と繭安定供給体制整備事業の実施を通じて、取引指導繭価を確保し、蚕糸業の経営の安定を図ることとしている。

なお、10生糸年度の取引指導繭価等については、10年3月20日に以下のとおり設定された。

取引指導繭価	1,518円／生繭kg
基準繭価	380円／生繭kg
実需者割当枠の年間割当数量の見込み	50,000俵
輸入糸調整金単価の水準	590円／生糸kg
下位指標価格	4,700円／生糸kg
上位指標価格	6,000円／生糸kg

(7) 蚕業技術改良普及対策

ア 蚕業改良普及組織の統合

蚕業技術の改善と養蚕経営の合理化の推進を目的とした蚕業改良普及事業は、6年10月15日に協同農業普及事業との統合が行われ、蚕業技術指導所は農業改良普及所と統合され、蚕業改良指導員（県職員）は地域農業改良普及センターに所属する改良普及員となって、引き続き養蚕農家を中心に複合部門も含めた総合的な普及指導活動を行うこととなった。

この統合に伴い、嘱託蚕業普及員（県から委嘱を受けた養蚕農協等の技術員）は他の分野と同様の指導体

制に移行することとなったが、その経過的措置として、一定期間嘱託蚕業普及員に代わる養蚕産地育成推進員を設置し計画的な産地づくりを推進することとなった。このため、蚕糸砂糖類価格安定事業団（8年10月より農畜産業振興事業団）を通じた支援策として、6年度から蚕糸業振興対策費交付金を創設した。

（予算額 9億3,200万円）

9年度の推進員数は260名である。

また、蚕糸技術の指導等を効果的、効率的に推進するために必要な経費を蚕糸技術改良普及等事業費補助金として助成した。

（予算額4,782万円）

イ 研修

養蚕地域全体の養蚕技術水準の向上を図るために、地域における養蚕のリーダーとなるべき中核的養蚕農家等を対象に中央段階の研修会（5回）、府県段階の研修会を実施した。

第4節 農業生産資材対策

1 農業生産資材費低減対策

UR農業合意後、我が国農業の生産性向上への要請が一層の高まりを見せ、これに伴い農業生産費に占める割合の大きな農業生産資材の低減対策が緊急の課題となっている。

しかしながら、農業生産資材は、製造・流通・利用の各段階で相互に密接に関連しているものが多く、農業生産資材対策は国、都道府県、製造・流通業界団体、農業団体等十分な連携の下に一体となって推進していく必要がある。

このため、9年度は肥料、農薬、農業機械について、関係業界団体、農業団体、47都道府県において策定された資材費低減のための行動計画に即した具体的取り組みに対し指導、助成等を行った。

各資材毎の取組みとしては次項以降に示すとおりであるが、資材共通の取組としては次のものである。

(1) 高度情報化等生産資材利用効率化推進事業

農業生産資材のより一層の適正導入を推進するため、肥料、農業機械に関する品質、流通状況、利用技術等多様な情報をインターネットを通じて農業者に提供し、資材購入の幅の拡大を図る資材情報の提供体制の整備を新たに実施した。

（予算額 988万円）

2 肥 料 対 策

(1) 肥料の需給・価格等

ア 化学肥料の需給概要

9肥料年度（9年7月～10年6月）は、生産、内需において、窒素、りん酸、カリのいずれも前年度を下回り、輸入における窒素、りん酸と輸出における窒素、りん酸、カリのいずれも前年度を上回った。

表9 化学肥料の需給量（9肥料年度）（単位：成分千t）

	窒素肥料	りん酸肥料	カリ肥料	三成分合計
生産	534(572)	263(279)	20(21)	817(873)
輸入	162(146)	334(326)	412(417)	907(888)
内需	491(512)	592(610)	422(441)	1,506(1,563)
輸出	207(201)	2(2)	3(2)	212(206)

（注）（ ）内は8肥料年度の数字

イ 9肥料年度価格

9肥料年度の主要肥料の元売り段階の価格は、8肥料年度比、14品目平均で1.00%の引上げとなった。

表10 主要3肥料の全農供給価格

（単位：円／t, %）

	8肥料年度	9肥料年度	前年比
硫酸アンモニア	24,150	24,150	0.00
尿素	41,750	41,750	0.00
高度化成（15-15-15）	64,200	64,800	0.93
14品目の加重平均	—	—	1.00

（注）9肥料年度の尿素の価格は、上期（9年7月～12月）の価格である

（2）肥料対策関連事業

ア 緩効性肥料等利用普及推進事業

環境保全的な効果と施肥労力の軽減効果等を併せ有する緩効性肥料の効率利用、生産費用の低減効果等について実証・確認を行うとともに、これら成果を活用した普及啓発活動を昨年度に引き続き実施した。

（予算額 2,629万円）

イ 高品質再生有機質肥料流通・利用促進事業

未利用有機物資源を有効活用した再生有機質肥料の円滑な流通・利用を促進するため、堆肥等との最適な組合せの検討、貯蔵性・ハンドリング性の向上等高品質化を図るとともに、広域流通のための体制整備を新たに実施した。

（予算額 2,357万円）

ウ 肥料費低減対策推進事業

農業生産における肥料費の一層の低減を図るため、都道府県において肥料の流通・消費段階にわたる肥料費低減方策を検討するとともに、全国団体において肥料銘柄の流通実態の把握、肥料費低減実現事例等の情

報整備を昨年度に引き続き実施した。

（予算額 1,604万円）

（3）肥料の品質保全

ア 肥料の公定規格等の改正

10年1月8日付け農林水産省告示3号により、普通肥料について、1種類の規格の設定及び2種類の規格の一部改正を行った。

イ 肥料の登録

8暦年における肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条に基づく農林水産大臣登録数は1,094件、有効期間更新数は3,445件、8年末の有効登録数は14,211件であった。

ウ 指定配合肥料の届出

肥料取締法第16条の2に基づく8暦年における農林水産大臣への指定配合肥料の届出数は2,382件、8年末の有効届出数は27,148件であった。

エ 肥料の検査

肥料取締法第30条に基づく8暦年における農林水産省肥飼料検査所の立入検査成績は、分析検査標品1,371点中、正常でないものは39点であった。

オ 調査試験等

農林水産省肥飼料検査所において、肥料取締法第9条に基づく仮登録肥料の肥効試験、肥料及びその原料に対する幼植物試験等各種調査試験を行うとともに、各種有機質資材の品質調査、肥料分析法の検討を行った。

（4）環境保全型肥料生産基盤技術の開発

環境負荷のより少ない肥料や微生物を利用した余剰有機物の各種有効利用技術等の開発・実用化を産・学・官の連携の下に促進するため、有機質肥料生物活性利用技術研究組合が行う環境保全型肥料等の研究開発に対して助成を行った。

（予算額 4,284万円）

3 農業機械化対策

（1）農業機械費低減対策

ア 低コスト農業機械化等総合推進事業

農業機械費の低減による生産の低コスト化を進めるため、都道府県において新たに、農業機械の適正導入・効率的な利用等に関する総合的な推進方策の検討、高齢者・初心者を含めた農業機械の利用技能者の育成、農業機械銀行における担い手育成機能の強化を実施した。

（予算額 9,141万円）

イ 農業機械利用総合対策全国活動の推進

（高度情報化等生産資材利用効率化推進事業で実施）

農業団体において、農業機械の効率利用共励会の開催、シンプル農業機械等の導入促進のための検討会及び現地研究会の開催、農業機械士等の資質向上に対する支援、農作業事故防止運動全国会議の開催及び農作業事故補償対策現地指導等の推進を実施した。

(予算額 412万円)

ウ 農業機械銀行・コントラクター方式の導入
(農業生産体制強化総合推進対策・農業経営育成生産システム確立事業で実施)

農業機械銀行方式又は農業協同組合、公社等によるコントラクター方式を推進するため、農作業受委託の仲介斡旋及び新規受託者等に対する研修を行うとともに、農作業に関する受託作業量の調査及び実施計画の策定並びに遊休機械の売却斡旋等を実施した。

(予算額 4,309万円)

(2) 農作業安全対策

ア 農作業事故ゼロ運動推進事業

農作業による事故を防止するため、農業機械の大型・高性能化の進展、高齢者・女性の機械作業機会の増大に対応した農作業事故防止運動を全県的に展開するとともに、地域ぐるみでの総合的な安全対策を実施する拠点となるモデル地区を設置した。

(予算額 6,778万円)

イ 農作業安全意識向上啓発委託事業

農業機械使用等による農作業事故を未然に防止し、農作業の安全を確保するため、農業機械士等を活用し、高齢者・女性等を重点対象とした農作業意識等の実態調査及び対象者別の効果的な安全啓発資材・資料を開発し、これを広く農業者に啓発、普及することについて、(社)日本農業機械化協会に委託した。

(予算額 1,525万円)

(3) 検査・鑑定

ア 農機具の検査

農業機械化促進法(昭和28年法律第252号)第6条の規定に基づき、生研機構において農機具型式検査を次のとおり実施した。

また、型式検査合格機のその後の性能・構造等をチェックし、検査の成果を確保することを目的とした事

表11 農機具型式検査の合格型式数

農用トラクター(乗用型)	33型式
田植機	5型式
コンバイン(自脱型)	4型式
コンバイン(普通型)	1型式
農用トラクター(乗用型)用安全キャブ及び安全フレーム	37型式
計	80型式

後検査を農用トラクター(乗用型)等3機種について実施した。

イ 農機具の鑑定

農作業事故の防止等に資するため、生研機構において、農機具製造業者の依頼に応じて①安全鑑定については、13機種187型式、②総合鑑定については、1機種6型式、③任意鑑定については、14機種31型式、④OECD鑑定については、1機種1型式の鑑定を実施した。

(4) 農業機械の開発・実用化の促進

ア 生物系特定産業技術研究推進機構における研究開発(予算額 23億3,791万円)

(ア) 基礎・基盤研究事業

果菜類収穫ロボットなど、将来必要とされる農業機械の開発に不可欠な高度なシーズ技術の開発等に関する研究を実施した。

表12 基礎・基盤研究事業において実施した研究課題

- (1) 地球温暖化抑制のための研究開発
- (2) 環境汚染防止のための研究開発
- (3) 新種苗生産システム実用化のための技術開発
- (4) インテリジェント化・ロボット化のための技術開発
- (5) 農作物の高品質化のための技術開発
- (6) 次世代の農業機械の開発に不可欠な高度なシーズ技術の開発
 - ア. 果菜類収穫ロボット等に用いるリアルタイム3次元確認技術
 - イ. ロボットハンドによるソフトハンドリング技術
 - ウ. 自動追従技術

(イ) 農業機械等緊急開発事業

農林水産大臣の定めた基本方針(平成5年農林水産省告示第1012号)に基づき、生産性向上、労働のきつさの軽減及び農作業の安全性確保等に資する高性能農業機械の開発等を民間との共同研究等により実施した。

表13 平成9年度に農業機械等緊急開発事業で実施した研究課題

No	課題名
1	耕耘用ロボット
2	全自动うり科野菜接ぎ木ロボット
3	永年草地用除草ロボット
4	搾乳ロボット
5	野菜栽培管理ビークル
6	高精度水稻種子コーティング装置
7	高精度水稻湛水直播機
8	密植式田植機
9	軽量紙マルチ敷設田植機
10	畦畔草刈機
11	穀物遠赤外線乾燥機
12	セルトレイ苗補填装置
13	甘しお播種機
14	いちご移植機

- 15 だいこん収穫機
- 16 はくさい収穫機
- 17 ねぎ収穫機
- 18 非結球性葉菜収穫機
- 19 果樹用中耕除草機
- 20 果樹収穫作業機
- 21 フォーレージ・プレス・ワゴン
- 22 傾斜地用ベーラー
- 23 個体別飼料給餌装置
- 24 米品質測定評価装置
- 25 家畜ふん尿脱臭装置
- 26 畜舎排水浄化処理装置

イ 高性能農業機械実用化促進事業

5年度から高性能農業機械実用化促進事業を実施している新農業機械実用化促進株式会社において、9年度は、農業機械等緊急開発事業により開発された15機種の農業機械の共通金型の販貸等を行った。

ウ 地域特産農作物用機械開発促進事業

UR農業合意を踏まえ地域農業の生産性向上を図るために、生研機構の技術蓄積を活かした指導の下、都道府県が地元メーカーへの委託等により地域特産農作物に対応した新しい機械の開発を実施した。

(予算額 14,739万円)

(5) 農業機械化研修

9年度の農林水産省農業技術研修館における農業機械化研修受講者の実績は次のとおりである。

農林水産省職員研修	122名
基本研修	103名
農業施策研修	308名
特別研修	148名
計	681名

(6) 農業機械化審議会

9年11月27日に農業機械化審議会が開催され、10年度において型式検査を行う農機具の種類を定める件が審議された。

4 農 葉 対 策

(1) 農薬の生産出荷

9農薬年度（8年10月～9年9月）の農薬の生産額は、4千077億円（前年比8.5%減）出荷額は4千049億円（同1.3%減）となっており、生産額及び出荷額はともに減少した。

(2) 農 葉 の 輸 出 入

9農薬年度の農薬の輸出額は前年比26.8%増の949億円であった。主な仕向地の輸出額は、米国193億円、韓国89億円であった。

一方、輸入額は前年比5.0%減の671億円となった。全輸入額に占める輸入先別の輸入額の割合について

は、ドイツが28.1%を占めて最も多く、次いでフランス21.5%，アメリカ16.4%，以下スイス、イギリスとなっている。

(3) 農薬の登録状況

9農薬年度において新たに登録された農薬は381件で、9月末における有効登録件数は5千439件となり、前年同期に比較して5件の増加となっている。

9農薬年度に新規化合物として登録されたものは15種類であった。

(4) 農薬取締り状況

9年度においては107件の集取農薬の検査を行い、農薬の製造、品質等に關し技術的指導を実施したほか、無登録農薬の販売・使用に対する指導取締りを行った。

5 種 苗 対 策

(1) 新品種の保護

ア 品種登録

農林水産植物の育種の振興と種苗の国際流通の円滑化を図るため、53年12月に発足した種苗法（昭和22年法律第115号）に基づく品種登録制度は、467種類の農林水産植物を保護対象として運用されている。8年度末までに、累計で5,604品種が登録されていたが、9年度には都合13回にわたり計779品種が新たに登録された。

この結果、10年3月末日現在の登録品種数は6,383となった。植物分野別の出願・登録状況は、表14のとおりである。

イ 種苗特性分類調査委託事業

植物品種保護制度の実施に当たり、出願品種の区別性等を判断する基準として農林水産植物の種類ごとの審査基準を作成する必要がある。

このため、9年度は、食用作物1、工芸作物2、果樹1、草花類7、観賞樹4、林木1、きのこ類1の計16種類について、(社)日本種苗協会等に種苗特性分類調査を委託した。

ウ 出願品種栽培試験の実施

出願品種の審査に当たって、栽培試験を行う必要があるものについては、種苗管理センターにおいて試験を行うほか、都道府県農業試験場等に試験を依頼し、出願品種の区別性、均一性、安定性の有無について調査を行うこととしている。9年度は種苗管理センターにおいて、工芸作物1品種1点、野菜28種類48点、草花・観賞樹375種類378点、特殊検定16種類25品種計406種類452点について栽培試験を実施したほか、宮城県ほか21県に栽培試験を委託し、食用・飼料作物11種類16点、野菜4種類4点、草花・観賞樹53種類53点、果樹

表14 出願・登録状況

区分	出願件数			登録品種数			取下げ件数			10年3月末現在 審査中の品種数
	8年度	9年度	計	8年度	9年度	計	8年度	9年度	計	
作物分野										
食用作物	589	52	641	408	30	438	20	0	20	183
工芸作物	105	9	114	81	2	83	1	3	4	27
桑	14	1	15	13	0	13	0	0	0	2
野菜	814	50	864	598	43	641	65	1	66	157
果樹	740	34	774	541	30	571	80	4	84	119
飼料作物	144	10	154	86	25	111	5	0	5	38
草花類	5,836	687	6,523	2,894	510	3,404	516	104	620	2,499
観賞樹	1,451	186	1,637	812	134	946	73	8	81	610
林木	25	0	25	16	0	16	0	1	1	8
海藻	3	1	4	3	0	3	0	0	0	1
きのこ類	239	13	252	152	5	157	5	0	5	90
計	9,960	1,043	11,003	5,604	779	6,383	765	121	886	3,734

(注) 1. 旧法による出願を含む。

2. 登録後に取り消された品種は登録品種数に含まれている。

3. 審査中の品種には、内定公表中の品種が含まれている。

6種類12点、きのこ13種類13点、計87種類98点について実施した。

エ 審査高度化技術導入調査委託事業

出願品種の審査に当たって、重要な形質に係る特性について、区別性、均一性、安定性を判定し登録の可否を決定しているが、複雑・多様な色、形等の形質については、客観的かつ簡便、迅速な審査技術の導入が求められている。

このため、9年度においては、品種の画像のデジタル化とパターン分類、色、形状等の自動的分類ソフトの開発等について(社)日本果樹種苗協会に委託した。

オ 審査円滑化推進事業

審査の効率化、迅速化を図るため、出願品種及び既存品種の品種特性、品種名称情報を集積するとともにデータの共有を図る必要がある。

このため、データベースソフト及びパソコンを活用した審査体制を構築し、出願品種及び既存品種のデータの集積を行った。

カ 種苗流通構造等調査委託事業

近年のバイオテクノロジーをはじめとする種苗関係の急速な技術革新により、新種苗、新形態種苗の開発が活発化しており、これを受けた改正UPOV条約では、権利効力の範囲の拡大等の新たな規定が設けられた。一方、新種分野においては、異業種企業の参入や種苗流通の国際化が進展しており、これらを背景とした新たな形態の権利侵害問題が顕在化している。

このため、種苗流通の適正化と新たな品種保護制度への円滑な移行を図るために、新技術に係る種苗の流通状況、登録品種の海外における生産・流通の実態等の把握、遺伝子レベルでの高度な品種判別手法を確立するための調査を(社)日本果樹種苗協会に委託した。

キ 品種登録情報処理推進事業

近年、品種登録制度における出願・登録件数の増加に対応した、出願・登録関係書類の整理、保管、検索等の一層の効率化や、UPOV加盟国間におけるCD-ROMによる品種情報の交換への対応等、情報処理システムの整備を図ることが必要となっている。

このため、9年度は光ディスクによる書類の保存、品種登録情報のデータベース化を行った。

ク アジア地域植物品種保護制度確立支援事業

アジア地域における植物品種保護制度の導入を促進するため、当該諸国を対象とする制度の普及・啓蒙を中心としたセミナー及び制度の理解及び技術の取得を目的としたワークショップをUPOVが行うための拠出を行った。

(2) 種苗の生産流通対策等

ア 種苗検査等

(ア) 種苗業者の届出

種苗法に基づく指定種苗を取扱う種苗業者の届出件数は、9年度には45件であった。

(イ) 指定種苗等の検査

種苗の生産及び流通の適正化を推進するため、種苗管理センターにおいて、9年度には以下のとおり種苗の表示に関する検査、集取試料の検査、依頼種子の検査、ほ場及び立入検査をして、種苗業者の指導と種子証明を行い、不良種子の取締りと優良種苗の普及促進を図った。

a 指定種苗について、種苗法に基づき表示検査23,264点、集取試料の検査3,953点、野菜種子の生産等基準に関する検査として品種純度検査64点、種子検査3,707点

b 種苗業者等からの依頼種子について、農産種子

依頼検査規程に基づき種子検査と農産種子検査報告書の発行929件、国際種子検査報告書の発行238件

c 輸出用種子について、EC向け輸出野菜種子の品種維持に係る公的管理に関する要領に基づき、集取種子の事後検定11点

d 園芸用備蓄種子について、園芸種子需給安定措置要綱に基づき合格適否検査250点（4.6万箇）

イ 高機能種苗生産・流通システム確立促進事業

(ア) ハイポテンシャル種苗開発促進事業

機械化播種・成型苗播種に対応した高発芽率種子の機能活性化技術の開発を推進した。

(イ) 機械化適応型バイオ苗開発促進事業

機械化に適応した優良無病苗の安定的かつ安価な生産と広域流通における品質保持を図るために、機械化適応型バイオ苗の生産から流通に至るシステムの実用化を推進した。

(ウ) 高機能種苗導入・普及推進事業

高機能種苗の普及促進を図るために、種子貯蔵技術、種苗管理等に関する種苗品質管理マニュアルの作成及び導入果樹品種の栽培特性・ウイルスフリー等の技術開発状況の調査を推進した。

エ ハイグレード品種早期育成システムの開発事業

最近著しい進展をみせているバイオテクノロジー等の先端技術の成果を応用した新たな育種・増殖システムの基盤技術を確立するため、種苗産業の共同研究体制の下、細胞操作技術、生殖細胞利用技術、効率的増殖技術等の活用による低コスト・省力的でかつ早期に優良な品種を育成するシステムの開発を推進した。

エ 優良な原原種・原種の生産及び配布

種苗管理センターにおいて、馬鈴しょ、茶樹及びさとうきびの生産の基本となる優良な種苗の供給のもとなる無病化された原原種・原種等の生産及び配布（9年度配布実績：馬鈴しょ1,622t、さとうきび275万本、茶樹5万本）を行った。

第5節 土壤保全対策

1 土壤環境調査事業

土壤の変化を時系列的に把握し、適切な土壤管理の実施を図るために、全国農用地を対象に選定された調査地点（20,000点）において、年次計画により土壤管理実態調査及び土壤調査を実施した。

また、当該地域の代表的な土壤条件の地点（1県平均3か所）において、営農条件を一定にしたば場を設置し、地力の経年変化等を調査する一般調査及び全国

6か所に設置した地力変動観測施設により、養分の収支の経年変化を調査する精密調査を実施した。

（予算額 2,098万円）

2 環境保全型栽培基準設定調査事業

環境への影響にも配慮した施肥基準等栽培基準の設定に資するため、環境保全に配慮した農業生産を行うに当たって不良な要因を有する土壤について、その要因の解明、新たな栽培基準の設定・適用に当たって把握すべき土壤条件の解明等のための現地調査を行うとともに、主要な作物について土壤条件に対応したより効率的な肥培管理、土壤管理等を確立するための栽培試験を行った。

（予算額 4,715万円）

3 環境保全型土壤管理対策推進事業

環境的に重要な地域を中心に、土壤管理等が与える環境負荷を把握するための調査等を実施し、地域に応じた土壤管理の指針の策定、指導を推進した。

（予算額 13,436万円）

4 土壤汚染防止対策事業

農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）に基づく「農用地土壤汚染対策計画」の策定等の基礎資料を得るために、現地改善対策試験を実施するとともに、これらの試験成績等をもとに対策計画を策定した。

（予算額 450万円）

5 小規模公害防除対策事業

重金属による農用地土壤の汚染に起因して、人の健康を損なう恐れがある農畜産物が生産され、又は農作物等の生育が阻害されること等を防止するため、土壤汚染地域において、排土・客土等の事業を実施した。

（予算額 3,205万円）

6 カドミウム汚染米発生防止対策事業

休廃止鉱山地域であって、カドミウム汚染米の発生した地域及びその恐れが著しい地域において、土壤改良資材の投入及び合理的な水管理を行うことによりカドミウム汚染米の発生を抑制し、カドミウム土壤汚染による農業被害の軽減を図ることをねらいとした事業等を実施した。

（予算額 1,376万円）

7 土壤保全対策管理事業

我が国農耕地土壤について環境保全上の問題点の的確な把握を行うため、土壤データ、気象データ、施肥等の営農活動のデータ等を用いて農業が環境に与える影響の診断、土壤管理方法の提示を行うシステムを開発する土壤環境影響診断システム開発事業を実施し、有機農業等に関連した土壤改良資材についての効果検証及び情報収集・提供を行うとともに、土壤管理等が与える環境負荷の把握及び全国的取りまとめを行う環境保全型土壤管理対策推進事業を実施した。

(予算額 7,745万円)

第6節 農業改良資金制度

本制度は、31年に農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）の制定により発足し、その後制度の再編拡充が行われ、9年度においては生産方式改善資金の拡充を図った。

1 生産方式改善資金

本資金は、農業経営の改善を促進するための能率的な農業技術の導入その他の合理的な生産方式の導入に要する資金を貸し付けるものである。

9年度においては、花き生産高度化資金に省力化技術導入のための資金を追加した他、生産環境改善資金の貸付対象機械の追加、果樹栽培合理化資金の対象果樹等の見直しによる拡充を図った。

(貸付実績 136億4,937万円)

2 特定地域新部門導入資金

本資金は、6年度にウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の一環として創設し、中山間地域等農業の生産条件が不利な地域において、新規作物等の導入による新たな農業部門の経営を開始するのに要する資金を貸し付けるものである。

(貸付実績 16億8,793万円)

3 経営規模拡大資金

本資金は、農業経営の規模拡大を図るため、農用地の利用権を取得するのに要する資金を貸し付けるものである。

(貸付実績 1,705万円)

4 農家生活改善資金

本資金は、農家生活の改善を図るため農家が合理的

な生活方式の導入に要する資金を貸し付けるものである。

(貸付実績 2億5,727万円)

5 青年農業者等育成確保資金

本資金は、青年農業者その他の農業を担うべき者が今後の優れた農業生産の担い手となるために農業の技術及び経営方法の実地の習得、その他近代的な農業経営の基礎を形成するのに要する資金を貸し付けるものである。

(貸付実績 63億529万円)

第7節 土づくりをはじめとする環境保全型農業の推進

化学肥料、農薬等の不適切な使用や、土づくり等の基本的技術の軽視による農業の環境への悪影響、生産の不安定化に対処するため、微量元素の施用等創意工夫を生かした土づくりの推進、高精度な病害虫発生予察情報の提供による効率的な防除の推進、有機物資源の堆肥としてのリサイクルの推進等により環境保全型農業を推進する。

1 環境負荷の総合的低減の推進

環境負荷の総合的低減の推進を図る観点から、環境保全型の新農法に先駆的に取り組む地域の農業者への技術支援等の推進、は場レベルでの環境負荷物質の動態の解明、環境負荷の軽減に配慮した農業用排水施設の整備等を実施する。

2 土づくりの推進

微量元素の施用等、創意工夫を生かした土づくりの推進を図るとともに、堆きゅう肥の施用、土壤・土層改良等を計画的に実施する。

3 環境保全に留意した防除手法の確立

オゾン層保護の観点から、2010年の全廃に向け段階的に削減される臭化メチルに代わる防除技術等の確立のほか、高精度な発生予察情報を提供するための技術の確立等を図る。

4 リサイクルの推進

畜産農家との交換耕作等の推進、広域畜産リサイクルセンターの整備、コンポスト生産施設の整備、高品質な再生有機質肥料の広域流通体制の整備等を行い、有機物資源のリサイクルを推進する。

5 環境保全型農業技術の開発

環境負荷の少ない除草剤の開発、環境保全のための家畜排泄物高度処理・利用技術の確立等の環境保全型農業に資する技術の開発を図る。

第8節 植物防疫対策

1 病害虫防除

(1) 発生予察事業

稻、麦、いも類、果樹、茶、野菜等を対象として全都道府県において事業を実施した。また、農産園芸局でも全国の主要な病害虫の発生動向を取りまとめた病害虫発生予報を計9回発表した。

9年度の稻の病害虫についてみると、5月下旬以降の不順な天候の影響で、本田初発時期が全体的に早く、稻の生育が軟弱傾向であったことから、葉いもちが北日本及び関東を除く広い地域で「やや多」から「多」の発生であった。一方、梅雨明け以降は、西日本を中心にならぬ天候が続いたため、穂いもちへの移行が懸念されたが、その後天候が回復したこと及び防除指導の徹底により発病が抑えられた。このため、穂いもちは、葉いもちが多発した、北陸、東海、近畿及び中国四国の山間部や常発地帯等の一部地域で「やや多」となった。また、都道府県から発表された発生予察情報は、葉いもちの多発及び梅雨期にエルニーニョ現象が始まり、梅雨明けの遅れや夏期の低温が懸念されたことから、警報7件、注意報延53件の計60件にのぼった。

セジロウンカ及びトビイロウンカは、前線の活発化した7月上旬を中心に数次にわたる飛来が観測されたが、平年並み以上の飛来量とはならず、その後増殖に好適な高温となったものの、予防粒剤の普及等から、増殖は緩慢で被害は少なかった。

稻以外では、かんきつ類でかいよう病が、相次ぐ台風の上陸及びミカンハモグリガの発生が四国地方を中心目に立った影響で、「やや多」から「多」となった。昨年、全国で大発生した果樹共通のカメムシ類は、産卵場所となる針葉樹の果実量が少なかったことから、成虫越冬量が少なく、本年は「平年並」以下となった。

野菜では、ヨトウガ類及びタバコガ類が、各種作物で「やや多」から「多」となった。

病害虫の発生及び防除状況は表15のとおりである。

(2) 植物防疫組織

都道府県における植物防疫の専門機関である病害虫防除所については、事業の高度化、技術の多様化に

対応するため1県1所を目指とした統合整備を推進し、体制の強化を図るとともに発生予察、防除指導、侵入警戒調査、農薬の安全使用の指導等を行った。また、市町村段階に病害虫防除員を設置し病害虫発生状況調査等を行った。

病害虫防除所職員の設置、病害虫防除員の設置、病害虫防除所の運営等植物防疫事業の基礎的経費について、都道府県に植物防疫事業交付金を交付した。

(3) 農林水産航空事業

9年度における農業関係の空中散布面積は、水稻防除112万9千ha、果樹防除4千ha、畑作物防除1万7千ha、畜産関係3千ha、ミバエ類等防除262万5千ha、計377万8千haであった。

このうち、水稻防除の実面積は51万9千haで、水稻作付け面積の26.7%にあたり、関係農家数は64万9千戸、総農家数の28.8%で、年平均2.2回の散布が行われた。水稻防除の剤型別散布面積割合は、液剤94.2%(液剤散布49.2%, 微量散布32.1%, 液剤少量散布12.9%), 粒剤5.4%, 微粒剤0.4%となっている。

林業関係では、松くい虫防除11万8千haと野ぞ駆除13万1千haが主であり、松くい虫以外の害虫防除1千ha、除草2千haなどで計25万2千haであった。

無人ヘリコプターの防除面積は、水稻防除を中心として18万9千haであった。

(4) 農薬の安全対策

農薬の安全性を確保するため、農薬の登録に当たり、その安全性について関係省庁と連携を図りながら検査を実施した。

安全な農産物の生産確保及び生活環境の保全を図る観点から、農産物及び土壤における農薬残留の追跡実態調査を実施したほか、使用実態、残留分析、結果等を踏まえた農薬の安全使用を推進し、消費者の農産物の安全性について周知するための体制の整備を図った。

一方、農薬による危害防止については、農林水産省、厚生省及び都道府県の共催により農薬危害防止運動を全国的に展開し、農薬の安全使用及び適正な保管管理の徹底についての啓発宣伝、講習会の開催、医療機関と実態把握を実施するとともに、農薬販売業者及び防除業者に対して研修会を実施し、関係法令の遵守及び農薬安全対策に関する認識の徹底を図った。

また、農薬の水質影響に関するモニタリングを行い、その流出を積極的にコントロールする総合的な防除管理システムを構築するための助成を行った。

そのほか、農薬の安全性評価について万全の対策を実施するため、財残留農薬研究所に対し、農薬の毒性

表15 病害虫発生状況及び防除状況（10月1日現在）

病害虫名	発生面積 (千ha)	延防除面積 (千ha)	概評
(イネ)			
葉いもち	712	1,752	やや多～多
穂いもち	524	2,259	関東以西の一部地域でやや多～多
もみ枯細菌病	64	233	一部地域でやや多～多
ニカメイガ	273	780	一部地域でやや多～多
セジロウンカ	792	1,177	一部地域でやや多～多
トビイロウンカ	172	886	一部地域でやや多～多
コブノメイガ	301	450	平年並
イネミズゾウムシ	955	997	一部地域でやや多
(ムギ類)			
赤かび病	80	198	一部地域でやや多
雪腐病	34	79	平年並以下
雲形病	1	0.3	一部地域でやや多～多
(ダイズ)			
ハスモンヨトウ	21	33	一部地域でやや多～多
(カンキツ類)			
黒点病	73	298	東海以西でやや多～多
かいよう病	17	75	関東以西でやや多～多
(リンゴ)			
斑点落葉病	15	427	一部地域でやや多
黒星病	3	439	一部地域でやや多
(ナシ)			
黒斑病	3	66	一部地域でやや多～多
黒星病	3	134	一部地域でやや多
(ブドウ)			
べと病	7	77	一部地域でやや多～多
(果樹共通)			
カメムシ類	7	76	一部地域でやや多
(野菜共通)			
疫病	2	51	一部地域でやや多～多
アブラムシ類	54	319	一部地域でやや多
ハダニ類	17	75	一部地域でやや多～多
ハスモンヨトウ	8	35	一部地域でやや多～多

等に関する試験技術の確立に必要な経費を助成した。

2 植物検疫

(1) 輸出入検疫

9年においては、栽植用苗・球根8億2千万個、種子2万4千t、切り花12億本、生果実162万t、野菜94万t、穀類・豆類3千433万t、木材2千060万m³、その他雑品864万tについて、輸入検疫を実施し、また、栽植用苗球根等約3万8千件について輸出検疫を実施した。

(2) 国内検疫

9年度においては、種馬鈴しょの春作、秋作用春作及び秋作について、北海道ほか9県において原種は及び採種はを対象に種馬鈴しょ検疫を実施した。

また、果樹苗木の移動に伴う病害虫のまん延防止及び健全果樹苗木の確保のため、植物防疫所において、かんきつ類、りんご、ぶどう、もも、おうとう及びなしの母樹について、果樹母樹のウイルス病検査を実施

した。

このほか、奄美、沖縄、小笠原からのアリモドキゾウムシ等の寄主植物の移動取締を実施した。

(3) 緊急防除

植物防疫法（昭和25年法律第151号）第4章「緊急防除」の規定に基づき、鹿児島県西之表市（種子島）及び高知県室戸市において発生したアリモドキゾウムシと、北海道旭川市他3市町に発生したナシ枝枯細菌病菌を対象に、防除区域を指定し、撲滅に向けて徹底した防除を実施した。

第9節 協同農業普及事業

農業改良助長法（昭和23年法律第165号）に基づき、農業者が農業経営及び農村生活に関する有益かつ実用的な知識を取得交換し、それを有効に応用することができるよう、国と都道府県が協同して行う協同農業

普及事業を実施した。

1 協同農業普及事業交付金

事業の基礎的経費については、標準・定額の協同農業普及事業交付金を交付した。

(予算額 306億7,582万円)

協同農業普及事業交付金が交付される事業の内容は、次のとおりである。

(1) 普及職員の設置

協同農業普及事業に従事する職員として、都道府県に専門技術員と改良普及員が設置されている。

ア 専門技術員

専門技術員は、各都道府県の中心的な試験研究機関及び本庁に配置され、試験研究機関、関係団体等と密接な連携を保ちながら、それぞれの専門項目について調査研究を行うとともに、改良普及員に対する研修、指導援助等を行っている。

専門技術員の専門項目は、農業関係として稲及び麦、野菜及びいも類、果樹、花き、乳牛及び肉用牛等技術に関する14項目と普及指導活動（農業）及び普及指導活動（青少年）が、生活関係として労働衛生、居住環境、生活経営、農産物利用及び食品加工並びに普及指導活動（農村生活）の5項目が設けられており、その設置に当たっては、各都道府県が自県の農業事情等を勘案し、国が定める一定の資格を有する者の中から任用している。

専門技術員の10年3月31日現在の設置実数は664人（うち農業関係556人、生活関係108人）である。

イ 改良普及員

改良普及員は、地域農業改良普及センターに所属し、直接農業者に接して農業経営又は農村生活の改善に関する普及指導活動を行っているが、一部の改良普及員にあっては農業者研修教育施設（県農業大学校）に所属し、農業後継者たる農村青少年等の研修教育を行っている。

改良普及員の10年3月31日現在の設置実数は、10,120人（うち農業関係8,627人、生活関係1,493人）である。

(2) 普及職員の活動

ア 専門技術員

専門技術員は、改良普及員の行う農業経営及び農村生活の改善に関する指導等を円滑に進めることを目的として、県内の地域農業改良普及センター、普及指導現場の巡回等による改良普及員への指導、改良普及員の研修等を行っている。また、その充実を図るために、試験研究機関との連携を図るとともに、農業の生産現

場で生じている技術及び経営に係る問題の解決方法等に関する農業者のは場等での実証調査、あるいは地域の農林漁業と農山漁村生活の実態に適応した生活関係の技術に関する実験研究等の調査研究を行っている。

これら、専門技術員の調査研究又は改良普及員への指導を円滑に行うために必要な分析・診断機材、資材等の整備を行っている。

イ 改良普及員

改良普及員は、地域農業改良普及センター管内の実情に応じていくつかの部門等を分担し、

① 管内をいくつかの活動地域に区分し、それぞれの活動地域ごとにチームを編成して行う活動方式

② 管轄区域全体を対象として専門部門等を分担して活動を行う方式

③ ①、②の併用による活動方式

等により、管内において、総合的、計画的に普及指導活動を行っている。また、重点的に普及指導活動を行う必要性の高い個別農業者、法人、集団又は地域を重点指導対象として設定するとともに、その成果を周辺地域に波及させることにより、効果的、効率的な活動を進めている。

改良普及員は、農業生産方式の合理化その他農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を円滑に進めるため、直接農業者に対して、主に次のような活動を行っている。

ア 農業経営及び農村生活の改善に関する技術及び知識の普及指導を行うための所属する地域農業改良普及センターの管内の巡回指導及び相談

イ 試験研究機関等で開発された新技術等の実証展示を行うための実証ほの設置又は普及指導活動の手法や成果を実証展示するための農業者等の設定

ウ 農業経営及び農村生活に関する情報資料の農業者等への適時、適切な提供

エ 農業者を対象とした研修会や講習会の開催

(3) 地域農業改良普及センターの運営

地域農業改良普及センターは、改良普及員の活動の拠点であり、改良普及員の行う活動の連絡調整、地域の特性に応じた計画的かつ総合的な普及指導活動の推進、市町村、農業協同組合等との連絡を緊密にし、農業者に対する情報提供及び新規就農を促進するための活動を行うことを目的として設けられ、その位置、名称、管轄区域は都道府県の条例によって定められている。10年3月31日現在の地域農業改良普及センター数は523である。

地域農業改良普及センターにおいては、総合的かつ計画的な普及指導活動を行うため、改良普及員相互の

緊密な連絡の下に、改良普及員の事務分担や活動体制の決定、概ね5年間にわたる普及指導基本計画及び毎年度の普及指導年度計画の樹立を行うとともに、地域農業改良普及センターを拠点とした普及指導活動の効果的、効率的な推進、農業者への有益な情報の提供及び新規就農の促進を図るために、次のようなことを行っている。

ア 農業に関する高度な分析・診断機材、視聴覚機材、農業者に対する情報の提供に必要な機材、実習指導用機材等の整備

イ 農業者に有益な情報を提供し、新規就農の促進に資するための、農業者、集団、青少年及び技術、経営、普及指導活動等に関する情報の整備・提供

ウ 改良普及員の現地活動等に使用する巡回指導用車両の整備

エ 地域農業改良普及センター又は市町村を単位として、農業者、市町村、農業協同組合等関係機関・団体職員及び普及協力委員を構成員とし、普及指導活動に関するニーズの把握及び普及指導活動に対する評価、関係機関・団体との役割分担についての協議等を行う地域農業改良普及推進協議会等の開催

オ 改良普及員の任用資格を有する者が改良普及員の産前産後の休暇又は育児休業中その普及指導活動を代替して行う産休等改良普及員代替職員の設置

カ 新規就農に向けた啓発を行うための交流会・研修会の開催及び就農相談員の設置

キ 普及指導活動に関する課題の収集、地域の技術及び知識の周辺農業者への情報提供等を行う普及情報協力者の設置

(4) 普及協力委員の活動

専門的な技術等についての農業者からの多様なニーズに応えられるよう、新技術の実践や農村青少年の育成等を行う先進的農業者、農産加工等の事業について識見を有する者を普及協力委員として委嘱し、これらの者が改良普及員に協力して農業経営又は農村生活の改善に資するための活動を行っている。

(5) 改良普及員の研修

国及び県段階における計画的な研修の実施を通じ、農業技術の高度化、農業経営の専門化、農業者の生活の多様化等に対応し、的確な普及活動を推進し得るよう、改良普及員の資質の向上を図ることを目的とし、次のような研修（国が実施する研修への派遣を含む。）を実施するとともに、このために必要な分析・診断機材、視聴覚機材等を当該研修を実施する施設に整備している。

ア 地域農業改良普及センター一段階における研修

新任期の改良普及員の普及指導活動に対する基礎指導力を確立するための研修、現地の技術課題等を解決するための適切な普及指導活動の方法等についての研修、改良普及員の自己能力を開発・向上するための研修

イ 県段階における研修

新任期の改良普及員に対する集合研修、高度先進的技術等専門技術の強化のための研修、地域農業の組織化等地域の総合的な課題解決のための研修、地域農業改良普及センターにおける企画・管理上の諸問題解決のための研修、先進的技術・知識、普及指導方法等を習得するための国内外の大学・試験研究機関等への留学研修、先進地、市場等への派遣研修

ウ 国段階における研修

新任期の改良普及員研修、農政課題研修、技術研修、新任の地域農業改良普及センター所長研修等

(6) 農村青少年団体の指導者の育成

農村青少年団体の指導者の育成については、改良普及員の日常の普及指導活動に加え、次のようなことを通じ、優れた青年農業者の育成を図っている。

ア 農村青年に対し、その成長段階に応じ、就農意欲を喚起し、近代的な農業経営を担当するにふさわしい農業生産技術、農業経営技術、農家生活技術等を計画的に習得させるための研修や、その集団活動を促進させるための研修（農林水産省農業者大学校での研修教育のための派遣を含む。）の実施

イ 農村青年の研修教育等に励みと目標を与えるとともに、農業者としての意欲を喚起し、その自主的活動の助長を図るため、優れた農業青年を「青年農業士」として認定し、研究会、先進地調査等の実施

(7) 農業者研修教育施設（道府県農業大学校）の運営

次代の農業及び農村を担う優れた青年農業者等を育成することを目的として、農業者研修教育施設（道府県農業大学校）に長期の研修教育を行うための養成部門を置くほか、養成部門の卒業者等に対しより高度の研修教育を行う研究部門並びに県の農業及び農村の実情に応じて短期の研修部門を置いている。養成部門においては、専門課程及び専攻コースを設け、講義・実験及び演習・実習により、次代の農業及び農村を担う優れた青年農業者として必要な技術及び知識を体系的かつ実践的に習得させ、研究部門においては、専攻区分を設け、経営環境の変化に迅速に対応し得る、より高度な経営管理能力を効率的に習得させ、また、研修部門においてはリーダー及び就農青少年に対し、農業又は農家生活に関する知識及び技術を修得させている。さらに、これらのために必要な機材等の整備を行

っている。

また、指導職員の指導能力の向上に資するための新任者研修、教務担当研修等の職員研修及び指導職員が当面している課題の解決のための知識及び技術、新たに開発された技術、経営管理方法、実践教育方法等を習得させるための研修（国が実施する研修への派遣も含む。）を実施している。

2 協同農業普及事業の効果的・効率的推進

協同農業普及事業交付金による事業とあいまって、普及の技術水準の高度化等を図るとともに、農業情勢の変化等に的確かつ弾力的に対応するため、次の事業を実施した。

(1) 普及水準の高度化

ア 普及職員の国際感覚のかん養、海外の農業動向・農業技術の体得、海外の先進的な普及手法の習得等を通じた指導能力の向上を図るため、普及職員を先進農業国等へ派遣する海外派遣研修事業を実施した。また、都道府県の農業振興上、緊急に対応する必要のある海外の農産物の生産流通上の実情等について現地調査を行う、国際化対応緊急海外現地調査を実施した。
(予算額 1億2,951万円)

イ 普及職員の専門項目又は部門分担に係る専門的知識・技術及び手法を習得させるため、普及職員を国内の大学、試験研究機関等に派遣する国内留学研修事業を実施した。

(予算額 3,322万円)

ウ 専門技術員として必要な知識及び技術の水準を高め、資質の向上と改良普及員に対する指導力の向上を図るため、農林水産省において専門技術員研修事業を実施した。

(予算額 878万円)

エ 若手改良普及員の実践的な指導力を早期に養成するため、若手改良普及員を対象として、先進農家における体験研修、大学校・試験場研修、現地課題解決研修を体系的かつ集中的に実施する実践的技術研修事業を実施した。

(予算額 4,934万円)

オ 普及職員の経営指導能力の飛躍的向上を図るために、普及職員に対する集合研修、民間企業やビジネススクール等への派遣研修及び通信教育講座の開設・受講を行う経営指導能力向上研修事業を実施した。

(予算額 1億4,084万円)

カ 普及センターが地域農業に密着した技術・経営指導の拠点としての役割を果たしていくため、現場での迅速かつ的確な指導に必要な現地診断機材や現場で

の普及活動を支援する高度指導用機材等を整備するほか、これらの効率的な利活用を推進するための調査・研究会を開催する現地活動強化特別事業を実施した。
(予算額 5億9,813万円)

キ 専門技術員の指導力向上及び活動の高度化を図るため、専門技術員を核とするプロジェクトチームによる、高度・先端的な現地実証等の活動とともに、ブロックレベル、全国レベルの調査・研究活動を行う専門技術員活動高度化事業等を実施した。

(予算額 6,107万円)

(2) 高度な技術・経営等の普及指導

ア 新生産調整推進対策の実施と併行し、生産者・地域の自主性を尊重した望ましい水田営農を実現するため、技術・経営指導等の方策の策定を行うとともに、こうした取組を自主的に推進しようとするモデル地区を選定し、濃密な経営・技術指導を行う新生産調整推進普及活動事業を実施した。

(予算額 1億2,247万円)

イ 着実な経営体育成とその加速化を図るため、新たに、意欲ある支援希望農業者の依頼に応じ、カウンセリング・コンサルテーションを通じて、実証事業等を踏まえた具体的技術改善・新技術導入等を指導する個別対応指導方式による普及指導活動を行う経営体育成個別技術指導事業を実施した。

(予算額 9,716万円)

ウ 農業者集団が実施する新たな形態の技術開発に対し、必要な経費の助成を行うとともに、民間専門家等の普及協力委員、専門技術員、試験研究員等からなるアドバイザーグループの設置、技術開発成果研究会の開催等により的確な支援指導を推進する農業者自主技術開発支援事業を実施した。

(予算額 1,429万円)

(3) 生活関係普及事業の強化

ア 農業者自らが農業労働の改善・快適化を図っていくことを促進するための農業労働快適化推進事業を実施した。

(予算額 2,744万円)

イ 家族員の役割分担や就業条件について、家族全員が合意し、その内容が運営方針に明確化されている新しい家族経営体を育成するために新しい家族経営推進運動事業を実施した。

(予算額 4,452万円)

ウ 生活関係の改良普及員が農村生活の新たな課題に関するプロジェクト活動を実施し、地域の特性を踏まえた高度な技術を確立し、普及活動水準の向上を図るため、生活関係技術確立推進事業を実施した。

(予算額 5,313万円)

エ 農山漁家の生活に関する知識・技術の普及、女性の能力発揮・地位向上に関する啓発等を図るため、(社)農林放送事業団に委託して、生活関係普及活動の優良事例の紹介等を内容としたビデオを制作し、その貸し出しを行った。

(予算額 943万円)

オ 農家・農村生活の変化に対応し、都市地域とは異なる観点からの総合的な対策の推進を図るために、(社)農村生活総合研究センターに対して助成し、農村生活に関する調査研究、技術開発等を行い、情報提供及びコンサルタント活動等を実施した。

(予算額 1億6,124万円)

カ 生活関係研修

平成9年度の農林水産省生活技術研修館における生活関係研修受講者の実績は次のとおりである。

	コース数	延べ日数	延べ受講者数
農林水産省			
職員研修	4	14	95
生活関係			
普及職員研修	12	84	200
生活関係地方公共団体			
職員研修	1	5	22

そのほか海外研修生の受け入れなどを行っている。

(4) 普及情報活動の充実強化

普及職員の普及指導活動の高度化、効率化に必要な各種情報を、全国の普及組織等に迅速に提供するため、(社)全国農業改良普及協会に対して助成し、①普及情報ネットワークシステムのマルチメディアシステムへの対応とその管理運営、②本システムを活用した地域農業改良普及センターと農業者を結ぶローカルネットワークの整備、③新たな農政上の課題へ対応した普及指導活動やネットワークシステムを活用した新しい普及指導活動の推進のための調査研究及び④都道府県普及情報センターのレベルアップ緊急対策を実施した。

(予算額 2億77万円)

(5) 制度資金の活用についての指導援助

農業者が自主的に生産方式の改善や特定地域における経営の開始、農家生活の改善、青年農業者等の育成確保を促進する等により農業経営の安定と農業生産力の増強に資することを目的とする農業改良資金について、その活用等について指導援助を行った。

また、自立経営農家の育成のための総合資金の貸付け及び効率的かつ安定的な農業経営を育成するための経営体育成総合融資制度の活用等について指導援助した。

第10節 新規就農の促進等青年農業者の育成確保対策

効率的かつ安定的な農業経営を担うにふさわしい新規就農者を幅広く確保するため、新規就農の促進等青年農業者の育成確保対策の充実強化を図った。

1 青年農業者の育成確保

農村青少年だけでなく農外からの新規参入希望者等を含めて幅広く就農を促進し、農業経営及び農村生活に関する技術・知識の向上を図るとともに、自主的なクラブ活動を助長し、その資質と能力を開発して優れた青年農業者を育成確保するため、次の事業を実施した。

(1) 新規就農を促進するため、青年農業者の育成確保の目標となる都道府県、市町村段階における人材育成方針の策定を進め、道府県農業大学校等において就農希望青年を対象とした短期研修コースを設置するとともに、都道府県青年農業者育成センターにおける就農関連情報の提供、就農相談等の実施及びモデル市町村における実践的研修の実施、就農環境整備の促進等一貫した就農支援体制の整備を行う青年農業者育成確保推進事業を実施した。

(予算額 4億61万円)

(2) 道府県農業大学校の自営者養成部門（長期研修教育）及び短期研修部門の拡充強化を図るとともに、特に最近の農業分野の技術革新等に対応し、先端技術分野の研修教育の充実強化を図るための所要の施設を整備する農業農村生涯教育施設整備事業を実施した。

(予算額 14億6,025万円)

(3) (社)全国農村青少年教育振興会に助成して、農村青少年の国内先進農家留学研修や国際交流研修、就農青少年の交換交流を図るための全国農業青年交換大会、全国青年農業者会議等を実施した。

(予算額 1億5,533万円)

(4) (社)国際農業者交流協会に助成して、農村青少年を米国、欧州等の先進農家へ1～2年間派遣し、農業経営の実地体験をさせる農業実習生海外派遣事業等を実施した。

(予算額 5,095万円)

(5) 小・中学生の農業・農村に対する理解を深めるため、農業体験学習等を通じた農業教育を行うに当たり、その取り組みへの支援を推進するとともに、県農業大学校において、指導職員による実践的な指導方法の研究活動を実施した。

(予算額 6,161万円)

(6) 青年農業者の育成に重要な役割を果たしている民間の研修教育施設（鯉淵学園、八ヶ岳中央農業実践大学校、日本農業実践学園）の研修教育の効果を高めるために必要な教育施設の整備、指導職員設置等に対して助成した。

(予算額 3億9,636万円)

(7) 国自らが運営する農業後継者教育機関である農業者大学校において農業青年に対し3年間の特色ある教育を行い、幅広い視野と応用能力を付与し、自ら近代的な農業経営の担い手となるべき優れた人材を育成した。

(予算額 2億1,819万円)

(8) 農業後継者等が継続的な研修を行う場合の受け入れ先となり得る大規模農家、農業関連企業等の実態を調査しデータベース化を図るとともに、農業大学校等において研修教育に使用する効果的で質の高い視聴覚教材を作成する研修情報バンク整備事業を委託実施した。

(予算額 396万円)

(9) 農内農外からの新規就農の増大を図るために、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の一環として制定された「青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」（平成7年2月15日法律第2号）に基づく無利子の就農支援資金制度を中心とした、青年の就農を支援するための措置を講じた。

(予算額 14億2,050万円 貸付枠 21億3,075万円)

第11節 女性・高齢者対策

1 農山漁村男女共同参画の推進

(1) 「男女共同参画2000年プラン」（平成8年12月）に示された方向に沿って、男女がともに農業・農村の担い手として、その持てる能力を十分に發揮できるよう、①農協の理事等女性の参画の指標・目標を策定し、

到達度合いを調査する。②農村女性の地位向上を図る。③男性を含めた家族及び地域社会での意識啓発等を推進する。等を行う農業・農村パートナーシップ推進事業を実施した。

(予算額 2億313万円)

(2) 家事労働等も配慮した労働ピークの軽減、定期的な休日の確保等を可能とするための総合的な労働力調整支援体制の整備を行った。

(予算額 3,003万円)

(3) 地域農産物等を活用した起業を試行する農村女性グループを対象に地域農産物の加工や経営、マーケティング能力の向上を支援し、農村女性の経済的地位の向上と地域農業の活性化を図る農村女性グループ起業支援事業を実施した。

(予算額 7,386万円)

(4) 普及事業において、農村女性の位置づけの明確化、能力発揮等に関する実態や意向の把握、解析等を内容とするプロジェクト研究を関係機関と連携して行うための農村女性関係活動高度化事業を実施した。

(予算額 572万円)

(5) 農村女性の自主的グループ活動を助長し、生活関係改良普及員の総合的指導力の向上に資するための農山漁村生活開発推進事業に必要な経費を(社)農山漁村女性・生活活動支援協会に対し助成した。

(予算額 3,320万円)

2 農山漁村高齢者対策

高齢者対策を強力に推進するため、「農山漁村の高齢者に関する中長期ビジョン懇談会報告」（平成7年6月）を踏まえ、都道府県農山漁村高齢者ビジョン及び市町村農山漁村地域高齢者ビジョンの策定、高齢者の能力向上等を通じた人づくり、高齢者の活動の場づくり等を行う「農山漁村高齢者ビジョン推進実践事業」を実施した。

(予算額 2億2,802万円)